



参考資料：
誓約書の日本語（仮訳）

民間部門による UNWTO 世界観光倫理憲章への誓約 (参考訳)

“To ensure that tourism has lasting positive effects, we need to build a more sustainable sector among all actors. The companies that commit to the UNWTO Global Code of Ethics for Tourism are leading by example in promoting ethical, responsible and sustainable tourism development”

Zurab Pololikashvili,

「観光が確実に持続的に良い効果をもたらすためには、すべての関係者の中から持続可能なセクターを構築する必要があります。

UNWTO 世界観光倫理憲章に署名する企業は、倫理的で責任ある持続可能な観光開発リードしている手本であると言えます。」

UNWTO 事務局長 ズラブ・ポロリカシュビリ

責任ある持続可能な観光の基本的な枠組みとして、UNWTO 世界観光倫理憲章は、観光の発展に関与する人々を導くために作成された包括的な一連の原則である。政府・民間部門、地域社会及び観光客に対して一様に示され、世界観光倫理憲章は、世界中の環境、文化遺産、社会へのマイナスの影響を最小限に抑えながら、観光のもたらす恩恵が最大となることを目的としている。

同憲章は 1999 年に UNWTO 総会において採択され、2 年後に国連総会で承認された。法的な拘束力はないが、同憲章は、独立した中立な機関である世界観光倫理委員会 (World Committee on Tourism Ethics) の役割を認識することを通じた、自発的な実施の仕組みが特徴となっている。同委員会へは利害関係者が、当憲章の解釈と適用についての事案について照会することができる。

同憲章の 10 条項は、観光における経済、社会、文化、環境に係る内容で構成されている：人間と社会間の相互理解と敬意への観光の貢献、個人と集団による充足感の達成手段としての観光、持続可能な開発の要素、文化遺産の価値向上への貢献、受入国や地域社会に有益な活動、また、同様に観光開発における利害関係者の義務、観光をする権利、観光客の移動の自由、労働者及び事業者の権利までを定めている。

(世界倫理憲章の全文は、<http://ethics.unwto.org> を参照)

世界倫理憲章及び企業の社会的責任

世界観光倫理憲章における民間部門及び企業の社会的責任に最も明確に関連する条項の要約

第2条：個人及び集団の充足感の達成手段として、観光は 人間(特に子供)の搾取への撲滅 に取り組むとともに、寛容さ、男女間の平等及び人権を促進すべきである。

第3条：現在及び将来世代の必要性を満たしながら持続可能な経済成長を実現するためには、観光の利害関係者が 自然環境を保護する ことが必要不可欠である。観光活動とインフラは自然遺産を保全し、資源を守り、廃棄物を削減するように計画されるべきである。理想的には、影響を受けやすい地域においては、主要な関係者、特に観光従事者は、活動に対して制限や制約が課せられることに同意すべきである。

第5条：観光宿泊施設・リゾートの計画と運営は、技能に違いがなければ地元の人材を優先しつつ、観光目的地の経済社会構造に溶け込ませるべき である。投資家や観光従事者により、彼らの 開発プロジェクトが与える環境への影響 について研究が行われなければならない。これらの研究により、将来の計画と潜在的な悪影響についての透明性の高い情報を提供し、関係する地元住民との対話を促すべきである。

第6条：観光従事者は、観光客に対して、彼らの目的地及び旅行の条件、観光客の受入状況や宿泊に関する 客観的かつ誠実な情報 を提供する義務がある。観光従事者は、契約上の義務を履行できない場合には、適切な保険、及び支援体制、公正な金銭的補償が確保されることを確認しつつ、公的機関と協力しながら、(企業破綻の場合における)顧客の安全、治安、帰国の配慮を示すべきである。可能な限り、観光従事者は、観光客の文化的・精神的充足感の実現に貢献 すべきである。特に、観光客が信仰の実践を自由に行うことができるようにすることで実現に貢献すべきである。

第9条：多国籍観光企業は、目的地における支配的な地位を濫用したり、受け入れ側の地域社会に対して文化社会的モデルを作為的に強要したりしてはならない。多国籍観光企業は、投資や取引を行う自由と引き換えに、地域の発展に関わるべきであり、利益を過度に本国に送金することや過度の輸入の誘発のようなことは避けるべきである。給与と所得労働者及び自営業者の基本的権利 は保障されなければならない。さらに、観光客の送出国と受入国の企業間における連携やバランスの取れた関係は、観光の持続可能な発展に資するものであるため、これらの関係は明確に奨励されるものである。

私はここに、当社／当組織は UNWTO 世界観光倫理憲章の条項を遵守するように努めるとともに、世界観光倫理憲章の原則を普及、実施するために採用した方法について世界観光倫理委員会に対して報告するように努めることを誓います。

企業名

代表様名